

建福共第 26-45 号

平成 26 年 9 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞 殿

公益財団法人 建設業福祉共済団

理事長 鈴 木 直 和



建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間の実施についてお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当団の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団では、建設共済保険の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済保険加入促進月間を実施することといたしました。

建設共済保険は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償保険金」で構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度であります。

今年度も各都道府県建設業協会の協力を得て、引き続き会員の加入率の引き上げを目指し、加入促進を図る所存でございます。

つきましては、この加入促進月間にあたり、建設共済保険の趣旨の徹底並びに加入促進について、各都道府県建設業協会の格別のご協力を得られますよう特段のご配慮を仰ぎたくよろしくお願い申し上げます。